

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 2 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500522号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500239号

## 第1 結論

- 1 請求期間②のうち、請求者のA社における平成20年7月4日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年7月から平成21年3月までの標準報酬月額については、16万円から19万円、平成21年4月及び同年5月の標準報酬月額については、16万円から18万円、平成21年6月から同年8月までの標準報酬月額については、16万円から19万円とする。

平成20年7月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間①及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年7月  
② 平成20年7月4日から平成24年2月16日まで  
③ 平成20年12月

A社に勤務していた請求期間②については、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額より低く記録されている。また、請求期間①及び③については、賞与が支給されたにもかかわらず標準賞与額の記録がない。

請求期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間①及び③に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成20年9月1日から平成21年3月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間のA社の給与支給明細書により、請求者が、当該期間において社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(19万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

請求期間②のうち、平成20年7月4日から同年9月1日までの期間、平成21年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間については、社会保険オンライン記録により当該期間の標準報酬月額は16万円と確認でき、事業所を管轄する年金事務所(以下「年金事務所」という。)が保管する請求者に係る「厚生年金保険被保険者資格取得届」に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額も16万円と確認できるところ、請求者から提出された平成20年9月分から平成21年2月分まで並びに同年5月分、同年9月分及び同年11月分の給与支給明細書、平成20年分及び平成21年分給与所得の源泉徴収票、給与振込口座としていたB銀行C支店の「流動性預金取引明細表」及び年金事務所が保管する平成21年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届」(平成21年12月9日に訂正入力処理)から、社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(19万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記資料により、19万円とすることが必要である。

請求期間②のうち、平成21年4月1日から同年6月1日までの期間については、社会保険オンライン記録により当該期間の標準報酬月額は16万円であることが確認できるところ、平成21年4月分は、年金事務所が保管する平成21年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届」に記載されている当該期間の報酬月額に基づき標準報酬月額は18万円であることが確認でき、平成21年5月分は、上記訂正届及び請求者から提出された平成21年5月分の給与支給明細書から標準報酬月額は18万円であることが確認できる。

一方、請求者から提出された平成20年12月分から平成21年2月分まで並びに同年5月分、同年9月分及び同年11月分の給与支給明細書、平成21年分給与所得の源泉徴収票、給与振込口座としていたB銀行C支店の「流動性預金取引明細表」及び年金事務所が保管する平成21年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届」から、請求者が、当該期間において社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)を超える報酬の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(18万円)よりも高い標準報酬月額(19万円)の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の平成21年4月1日から同年6月

1 日までの期間に係る標準報酬月額については、年金事務所が保管する平成 21 年の「健康保険厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届訂正届」及び請求者から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額から 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成 20 年 7 月 4 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、社会保険オンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、社会保険オンライン記録に見合う報酬月額を届出したことが認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された当該期間に係る給与支給明細書により、社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19 万円）よりも高額である標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、給与支給明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、平成 21 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、請求者から提出された前述の給与支給明細書、平成 21 年分給与所得の源泉徴収票及び給与振込口座としていた B 銀行 C 支店の「流動性預金取引明細表」から、請求者が、当該期間において社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19 万円）に見合う報酬の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額よりも高額である標準報酬月額（20 万円）の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認されるものの、上記資料により推認される報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②のうち、平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 16 日までの期間については、請求者から提出された当該期間に係る給与支給明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額よりも高額である標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額が、社会保険オンライン記録と同

額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 請求期間①及び③について、請求者がA社の給与振込口座としていたB銀行C支店の平成20年7月及び同年12月の「流動性預金取引明細表」において、賞与の振込みは確認できない。

また、請求者と同じく平成20年7月にA社に入社し、請求者と同じD商業施設内の店舗で勤務していた同僚は、「賞与はもらったことはありません。平成20年7月から12月の給与明細も残っていますが、やはり賞与の明細はありませんでした。」と回答している。

さらに、A社に平成20年8月に入社し、請求者と同じD商業施設内の店舗に勤務していた同僚から提出された給与振込口座の「お取引明細表（預金）」に平成20年12月の賞与の振込みは確認できない。

加えて、A社の元代表取締役に、請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会したが回答が得られない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500659号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500105号

## 第1 結論

昭和45年2月から昭和47年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年2月から昭和47年2月まで

私は、昭和45年2月\*日にA市役所で婚姻届を提出した際、同市役所の職員に勧められ、当時、私は大学生であったが、その日に国民年金の任意加入手続を行った。任意加入したものの国民年金保険料を納付しなかったため、昭和47年3月27日から同年4月7日までの間に、請求期間に係る保険料が未納であるとの請求書が届き、当該期間のいずれかの日に同市役所で12万円前後の保険料を1枚の請求書で現金で納付した。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和45年2月\*日に国民年金の任意加入手続を行ったものの国民年金保険料を納付しなかったため、昭和47年3月27日から同年4月7日までの間に、請求期間に係る保険料が未納であるとの請求書が届き、当該期間のいずれかの日にA市役所で12万円前後の保険料を1枚の請求書で現金で納付したとしている。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料の金額は、合計で1万250円であり、請求者の主張する納付金額(12万円前後)と大幅に相違する上、請求者の主張する納付時期からすると、請求期間に係る保険料は、現年度分として納付する保険料と過年度分として納付する保険料に分かれているところ、A市は、当時、現年度保険料は国民年金印紙により徴収していたと回答しているとともに、日本年金機構B事務センターは、過年度保険料は国庫金扱いの過年度納付書で納付することとなっていたと回答していることから、現年度保険料と過年度保険料の納付方法がそれぞれ異なり、請求期間に係る保険料を請求者の主張する1枚の請求書で納付することはできず、当時の取扱いと一致しない。

また、請求者は、任意加入手続を行った際に受け取った年金手帳は不要だと思ったので処分したが、その年金手帳の表紙の色は記憶しているとし、その色の見本を提出しているが、その

色はA市に確認したところ当時交付していた国民年金手帳の色とは異なっており、請求者の主張とは相違している。

さらに、請求者は「任意加入したものの保険料を納付しなかったので財産を差し押さえるという請求書が届いた。」と陳述しているが、日本年金機構B事務センターは「未納保険料徴収要綱上、任意加入被保険者に対しては、原則として督促状を発行しないものとされているので、財産差押えの通知は送付していないと考えられる。」と回答していることから、任意加入被保険者であったと主張する請求者に対して、財産を差し押さえるという内容の請求書が送られたとは考え難い。

加えて、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年10月から同年11月頃にかけて払い出されたものと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるとともに、請求者から提出された年金手帳、C市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者は昭和50年4月1日（オンライン記録では、平成19年8月21日に昭和50年7月22日に変更）に強制加入被保険者の資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。